軽井沢スキーバス事故を受けての 安全対策の推進について

平成29年 2月13日 公益社団法人 日本バス協会

事故防止対策全般の取組について

【事故防止対策の推進について】

- ①日本バス協会は、今回の事故を「貸切バス業界全体の問題」として重く受け止め、同様の事故が二度と起きないよう、会員事業者とともに安全対策に万全を期す。
- ②旅行業界と連携し運賃の適正収受に努め、健全な経営基盤の下で、安全投資と 運転者の確保を進め、利用者に対し安全・安心な輸送サービスの提供に努める。
- ③安全を軽視する不適切事業者の排除、安全を担保出来ない事業者の参入阻止が重要であり、国の厳正な対処をお願いする。なお、参入規制については、今回の規制強化の効果を期待しているが、実施状況を検証の上、必要に応じ参入時の所要台数の引上げ等の検討をお願いしたい。
- ④また、規制強化の一方で、安全対策に真摯に取組み優良と認められる事業者に対する る負担軽減などバランスのとれた対策が重要である。
- ④具体的な事故防止対策として、検討委員会答申「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的対策」の着実な実施に努める。

【本年1月の対応について】

- ①三澤安全輸送委員会委員長から全会員事業者に対し、昨年2月に取りまとめた 「安全輸送緊急決議」の再徹底を改めて要請した。
- ②日本バス協会事務局が皇居外苑において、貸切バスに対する街頭指導を実施した。
- ③日本バス協会、旅行業協会の連名で、それぞれの会員事業者に対し、昨年8月に3業界団体が取りまとめた「安全運行パートナーシップ宣言」の徹底を要請した。

【国による安全規制強化等への対応】

- ①国により安全規制の強化(許可の更新制、貸切バス事業者及び運行管理者の遵守事項の強化、罰則の強化等)及び行政処分の厳格化が相当広範囲に、かつ、厳しく実施されているので、日本バス協会は様々な会議や情報提供を通じて会員事業者に周知徹底し、法令遵守、安全対策に遺漏がないよう取り組んでいる。
- ②国による貸切バス事業者の安全情報の公表、提供のため、必要とされる情報内容に ついて協議するとともに事業者から国への報告を推進している。
- ③国の監査を補完する貸切バス適正化機関については、国による制度創設と指導の下、各地域ブロックごとの設立を目指し、地方運輸局と地方バス協会の連携協力により準備が進められており、日本バス協会も資金面などについて全面的に支援している。

【旅行業界との連携による安全対策の推進】

- ①利用者への安全情報の提供、適正な運賃・料金の収受等を内容とする「安全運行 パートナーシップ宣言」を日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会で取り まとめた。
- ②関係3団体の協力の下、貸切バスツアー適正取引推進委員会を設置し、手数料等に関する具体的な問題をチェックする体制を整えた。

委員会答申「総合的対策」の実施

【日本バス協会、地方バス協会の取組】

①緊急対策

シートベルト着用をお願いするリーフレット(各座席のシートポケット差し込み用)を135 万枚作成し配布。映像案内用DVDを作成し全会員事業者に配布。

②地方バス協会による会員事業者に対する巡回指導の実施 地域ブロックによっては、貸切バス適正化機関が会員事業者も巡回指導の対象とするケースがあるので、適正化機関の業務内容との調整の下で、地方バス協会が会員事業者に対し巡回指導する体制を整えている。

③その他の個別事項の取組

- ・貸切委員会の下に「中小貸切事業者専門委員会」を設置した。
- ・貸切バス事業者安全性評価認定制度(セイフティーバス)を充実した。申請料金の見直し、フォローアップの実施、審査項目の見直し等を行うとともに旅行業者とも連携し周知に努めている。
- ・ICTシステム(契約業務、運行管理業務の自動化等)の28年度導入を決定した。
- ・健康診断の集団受診については、事業者の意向を確認したが、所要の人数が揃わない ため実施していない。